

平成30年度

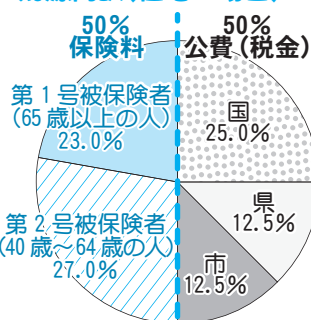
介護保険料の納付について

第7期介護保険料

第7期介護保険事業計画では、平成30年度から平成32年度までの3年間に要する介護保険給付費を103億2800万円、地域支援事業を5億6500万円と見込んでいます。

このうち、50%を公費で負担し、残りの50%を40歳以上の介護保険被保険者のみなさんに負担していただきます。

なお、第7期の第1号被保険者の負担割合は23%となり、年額保険料(基準額)は、5万4100円となります。

介護保険給付費の
財源内訳(在宅の場合)

介護保険制度は、住み慣れた地域でいつまでも健康に暮らせるように、また、介護が必要になっても、安心して自立した生活を送れるよう

に、社会全体で支えていく制度です。

みなさんが納める介護保険料は、国や自治体の負担金などとともに、この制度を健全に運営するための大切な財源となりますので、保険料の納付について、ご理解とご協力をお願いします。

保険料の納付方法

保険料は、前年の所得などに応じて、4月から翌年3月までの1年間の保険料を算定しています。7月中旬に平成30年度の納付通知書などを、被保険者あてに郵送します。

▼特別徴収(年金天引き)の人

介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書を郵送します。

納期 年金受給月(4月・6月・8月・10月・12月・平成31年2月の全6回)
対象 つぎの要件すべてに該当する人

①平成30年4月1日現在、市内在住の65歳以上の人
②老齢・退職年金、遺族年金または障害年金の年金受給額が年額18万円以上の人

平成30年度 所得段階別介護保険料

所得段階	対 象	基準額 ×調整率	年額保険料
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税者で老齢福祉年金受給者、世帯全員が市民税非課税者で前年の課税年金収入と所得の合計金額が80万円以下の人	基準額×0.40	21,600円
第2段階	世帯全員が市民税非課税者で前年の課税年金収入と所得の合計金額が年間80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.60	32,400円
第3段階	世帯全員が市民税非課税者で前年の課税年金収入と所得の合計金額が年間120万円を超える人	基準額×0.70	37,800円
第4段階	世帯内に市民税課税者があり、本人が市民税非課税者で前年の課税年金収入と所得の合計金額が年間80万円以下の人	基準額×0.90	48,600円
第5段階	世帯内に市民税課税者があり、本人が市民税非課税者で、前年の課税年金収入と所得の合計金額が年間80万円を超える人	基準額×1.00	54,100円
第6段階	本人が市民税課税者で前年の合計所得金額が年間120万円未満の人	基準額×1.20	64,900円
第7段階	本人が市民税課税者で前年の合計所得金額が年間120万円以上200万円未満の人	基準額×1.30	70,300円
第8段階	本人が市民税課税者で前年の合計所得金額が年間200万円以上300万円未満の人	基準額×1.50	81,100円
第9段階	本人が市民税課税者で前年の合計所得金額が年間300万円以上の人	基準額×1.70	91,900円

※65歳到達年度や市外から幸手市に転入した年度の保険料は普通徴収(納付書納付・口座振替)となります。

▼普通徴収(年金天引き以外)の人
介護保険料納付通知書を郵送します。

納期 7月から平成31年2月までの毎月(全8回)
納付方法 介護保険料納付通知書により、最寄りの金融機関などで納付をお願いします。なお、納付の際に納付通知書は切り取らないでください。

※コンビニエンスストアでは納付できません。



※課税年金収入額：税法上課税対象の収入となる公的年金等（国民年金、厚生年金、共済年金など）をいいます。なお、障害年金、遺族年金は非課税のため、含まれません。

※合計所得金額：「所得」とは、実際の「収入」から「必要経費など」を差し引いた額をいいます。平成30年4月1日以降は、さらに「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」と「年金収入に係る所得額」（第1～5段階のみ）を控除した額となります。

道路河川課からのお願い

問合せ 道路河川課 ☎(43) 1111 内線 553、554 ・ FAX (42) 9115

乗り上げブロックなどの撤去を

車庫や駐車場の出入口前の道路に、車道との段差解消のため「乗り上げブロック」や「鉄板スロープ」などを置いていませんか？ こうした「乗り上げブロック」などの物件の設置は、通行の障害となり大変危険です。歩行者がつまずいたり、オートバイや自転車の転倒事故を誘発したり、思わぬ事故の発生原因になりますので、設置してある場合は、撤去をお願いします。

※撤去後の段差解消工事の実施には申請が必要となり、費用は個人の負担になります。詳細については、お問い合わせください。

道路に張り出した枝の切り取り

道路上に張り出した枝などは、歩行者や自動車等の通行の妨げとなります。これらが原因となり、歩行者や自動車等の事故が発生した場合、樹木の所有者が事故の責任を問われることもあります。

事故を未然に防ぎ、安心・安全に道路を利用するため、樹木の適切な管理をお願いします。

※ご自分で手入れができない場合は、業者やシルバー人材センターなどに依頼して、有料で行ってもらう方法もあります。



道路に穴があいていたら…

道路の破損を放置しておく、と、車両事故や、歩行者のけがの可能性があり、非常に危険です。

市では道路の危険箇所の発見と補修に努めていますが、もし「道路に穴や陥没がある」「側溝のフタが壊れている」「ガードレールが壊れている」など、危険な箇所を見かけたら、現地の住所や目標物などをご確認の上、ご連絡をお願いします。

※私道や私有地については対応できません。



水の事故にご注意を！

海や川へレジャーに行く機会が増えるこれからの季節は、水の事故が増える季節でもあります。水の事故には十分注意しましょう。

また、遊水地(調節池)は、立ち入りが禁止された区域です。

釣りや水遊びなどのため、むやみに立ち入ることは絶対にやめましょう。



節水にご協力ください

水は、私たちの生命を維持するために必要不可欠な資源です。

水需要の最盛期を迎え、各地で水不足が心配される季節となりました。みなさんのご家庭でも、一人ひとりが限りある資源である水を上手に使うって節水に心掛けましょう。

水不足(渇水)により予想される影響

《断水時の影響》

- 家事をする時間の大幅な制限
- 消火活動や医療活動への影響
- 入浴・洗濯・食生活への影響
- 衛生状態の悪化による食中毒などの発生
- プール、公園への給水停止

水の上手な使い方

《節水のポイント》

- ▶ お風呂の残り湯は、洗濯・拭き掃除・洗車・植木の散水に利用し、汚れが目立たないお湯は、もう一度沸かして再利用しましょう。
- ▶ シャワーの流しっぱなしはやめましょう。シャワーよりも浴槽にためて使った方が節水になります。
- ▶ お米のとぎ汁などは、まき水や植木への散水などに再利用しましょう。食器や調理器の油分は紙で拭いてから洗うと、かなりの節水になります。
- ▶ 水道使用量を前回の使用量と比較して、どれだけの節水効果があったか確認してみましょう。ご家庭の状況に応じて、いろいろな工夫をしてみてください。

問合せ 水道管理課 ☎(48) 0050 ・ FAX (48) 0120